

## 「感染症」に関するお知らせ

お子さんが感染症にかかった時は、完治してから登園しましょう。  
 出席停止期間については、医師の判断が最優先されますが、  
 ある程度の統一基準として学校保健法に定められたものを付記いたします。  
 なお、登園する時には医師による「登園に関する意見書」が必要です。  
 ※「登園に関する意見書」は、HP、各クラス及び事務所にあります。

	病 名	出 席 停 止 期 間
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、 かつ解熱後 2 日間（幼児は 3 日間）
	百日咳	特有の咳が消えるまで
	はしか（麻疹）	解熱した後 3 日を過ぎるまで
	おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）	腫れがなくなるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹がきえるまで
	水ぼうそう（水痘）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	プール熱（咽頭結膜熱）	主な症状がなくなった後、2 日を過ぎるまで
	結核	伝染のおそれがないと認められるまで

	病 名	出 席 停 止 期 間
第 3 種	コレラ	伝染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	マイコプラズマ感染症・異型肺炎	
	急性細気管支炎（RSウイルス）	
	感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルスなど）	